

# 公益社団法人日本顕微鏡学会

## 2026年度事業計画書

### I. 2026年度の事業運営方針

2025年度を振り返ると、6月に第81回学術講演会を福岡国際会議場(福岡市)にて対面で開催し、11月には第68回シンポジウムを名古屋大学野依記念学会館(名古屋市)にて対面で開催した。2026年度も我が国の顕微鏡学の普及、発展のために学会活動を推進していく。特に、人材育成や技術レベル向上など重要課題の克服に向けて継続的に活動を進めるとともに、運営体制の検証を引き続き進めて、効率的かつ効果的な学会運営をめざす。また、2025年4月1日施行された公益法人制度改正の対応を行っていく。以下に、具体的な活動方針を示す。

1. 【研究発表会等の活動】 学術講演会やシンポジウムを実施し、学術・技術レベルの向上を図る。電子顕微鏡大学や顕微鏡サマースクール、支部講演会等の活動を通じて、会員相互の情報交換を推進し、顕微鏡学分野全般の学術的レベル向上と各事業の公益性向上を図る。
2. 【調査・研究活動】 学術運営委員会のもと、研究部会、分科会、その他の学術的活動を展開し、学術講演会・シンポジウムへ有機的に繋げて効率的かつ効果的な活動を実施する。
3. 【学術誌(欧文誌、和文誌)の発行】 欧文誌「Microscopy」は、投稿数増加及び、Impact Factor を向上させる施策を引続き実施し、世界的なステータスをより一層向上させることに努める。  
和文誌「顕微鏡」は内容の更なる充実を図り、会員全体への情報提供とレベルアップに資するものとする。
4. 【研究業績の表彰等の活動】 顕微鏡学分野の発展のため、研究業績を表彰するとともに、当該分野の技術や研究の発展および奨励のための活動を積極的に進める。また、電子顕微鏡技術認定試験を実施し、技士認定事業を推進する。顕微鏡遺産の認定は2025年度に引き続き募集を行うが、2026年度で一旦休止とし、記念事業として80周年を目途に再開を検討とする。
5. 【顕微鏡学の普及・啓発、外部団体との連携事業】 教育・産業界に向けた社会貢献事業を企画し、顕微鏡学の普及・啓発のための活動を推進する。また、他学協会等外部団体との連携を活発に行い、顕微鏡学の普及および新たな展開の可能性を探る。2023年度に創設したジュニアメンバー制度を通して、理科教育支援や人材育成を進めていく。
6. 【国際事業】国際顕微鏡学連合(IFSM)、国際顕微鏡学会(IMC)、アジア太平洋顕微鏡学会(CAPSM)、東アジア顕微鏡学会議(EAMC)等とより密接な関係を構築するとともに、今後の顕微鏡学において主導的な役割を担える体制を構築する。2026年度より新たに海外でのワークショップの共催事業を展開していく。(12月の常務理事会予備会の案件です)
7. 【その他の事業の方針】
  - (1) 学会運営に必要な規程・規則類を適時見直し、体系的に整備する。
  - (2) 将来の顕微鏡学を担う若手の育成に注力し、その目的での事業を検討し実施する。
  - (3) これまでの運営状況を総括し、より効率的かつ効果的な事業運営が実施できるよう事務局を含めて、業務体制を整備する。

## II. 事業

### 1. 研究発表会、講習会等の開催(定款第4条第1項の1)

研究発表会、講習会として、以下の行事等を実施する。

#### (1) 研究発表会

研究発表会として、下記の学術講演会およびシンポジウム等を実施する。

- ① 第82回学術講演会(実行委員会委員長:津田健治)  
テーマ:マルチディシiplinary研究のためのマルチスケール・マルチモーダル顕微鏡学  
会期:2026年5月25日(月)～5月27日(水)  
会場:仙台国際センター 展示棟
- ② 第69回シンポジウム(実行委員会委員長:連川貞弘)  
会期:2026年11月6日(金)～11月7日(土)  
会場:熊本城ホール
- ③ 分科会および研究部会が主催する講演会  
分科会・研究部会において、講演会、シンポジウム、チュートリアル等を実施する。  
分科会および研究部会の設置については、第2項(調査、研究、見学および視察)にする。
- ④ 支部講演会  
北海道、関東、関西、九州の各支部において下記の講演会等を実施する。
  - (i) 北海道支部:北海道支部学術講演会を開催予定。
  - (ii) 関東支部:関東支部学術講演会を開催予定。
  - (iii) 関西支部:関西支部学生研究発表会を開催予定。
  - (iv) 九州支部:九州支部学術講演会を開催予定。

#### (2) 講習会

本年度も、顕微鏡学の普及、啓発およびレベルアップのための講習会として、下記のチュートリアル等を実施する。

- ① 第36回電子顕微鏡大学(実行委員長:石川 亮)  
会期:2026年10月20日(火)～21日(水)  
会場:東京大学 山上会館
  - ② 第36回顕微鏡サマースクール(実行委員長:高木孝士)  
会期:2026年8月21日(金)・22日(土)  
会場:昭和医科大学 電子顕微鏡室
- (3) 一般市民、児童・生徒を対象とする顕微鏡学の啓蒙活動(公益事業企画推進委員会  
委員長:金山俊克)
- ① 市民公開講座と顕微鏡体験ワークショップを実施する。  
開催時期:2026年5月24日(日)  
開催場所:仙台国際センター
  - ② 中高生によるポスター発表を開催する

開催時期：2026年5月25日(月)

開催場所：仙台国際センター

- ③ 適時、児童・生徒を対象とした「顕微鏡体験ワークショップ」を実施する。

## 2. 調査、研究、見学および視察(定款第4条第1項の2)

本年度の調査活動・研究活動は学術運営委員会において方針を検討した上で、以下の活動を行う。また、学術運営委員会においては、調査、研究活動の方針に加えて、講演会等の方針も検討する。さらに、学術運営委員会は調査・研究活動を統括するとともに、講演会・講習会、分科会および研究部会の各活動状況等の共有を密に図るため、学術運営合同会議を適時開催する。

### (1) 分科会および研究部会の活動

公益社団法人化初年度であった2012年度に公益社団法人としての調査・研究活動等の在り方を検討し、2013年度からは新制度での分科会、研究部会を発足させ、それぞれにおいて調査、研究活動を開始した。2026年度は、14分科会及び4研究部会をもって活動する。学術運営委員会がこれらの分科会・研究部会を統括することによって相互に連携を図るとともに、特に顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための調査・研究事業を実施する。

### (2) 広報活動

広報委員会を設置し、広報活動を実施する。広報委員会は学会ウェブサイトの運営を始めとし、会員への顕微鏡学分野の各種情報の周知、さらには非会員に対しても顕微鏡学分野の種々の情報提供および普及啓発活動を実施する。特に国際交流活性化のために英語版ホームページの充実を図る。

## 3. 学術誌、学会誌および学術図書の発行(定款第4条第1項の3)

下記に記す欧文誌、和文誌および会報等を発行する。

### (1) 欧文誌 Microscopy (Journal of Electron Microscopy から名称変更)

- ① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

2026年度中に、第75巻2号～6号および第76巻1号を発行する。オンライン発行により、合計600頁程度、隔月20日発行予定。

- ② 欧文誌発行のために、Microscopy編集委員会を構成し、編集を実施する。Microscopy編集委員会は、必要に応じて適宜開催する。

### (2) 和文誌「顕微鏡」

- ① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

第61巻1号～3号を発行する。冊子体で各号2,000部、合計200頁程度、4月30日、8月31日、12月31日に発行予定。

- ③ Microscopy誌のミニアブストラクトを掲載する。

④ 和文誌発行のために、顕微鏡編集委員会を構成し、編集を実施する。顕微鏡編集委員会は、必要に応じて適時開催する。

- (3) その他必要に応じて学術図書の発行または発行の検討を実施する。

#### 4. 研究業績の表彰および研究の奨励、技術認定(定款第4条第1項の4、5)

下記の業績表彰、および技士認定を実施する。

##### (1) 業績の表彰

学会賞(瀬藤賞)、論文賞・和文誌賞、技術功労賞、奨励賞、功績賞について選考を行い、授賞者を表彰する。

##### ① 本年度の表彰

(i)第71回日本顕微鏡学会 学会賞(瀬藤賞)

(ii)第41回日本顕微鏡学会論文賞

(iii)第23回日本顕微鏡学会和文誌賞

(iv)第31回日本顕微鏡学会技術功労賞

(v)第27回日本顕微鏡学会奨励賞

(vi)第3回日本顕微鏡学会功績賞

② 賞の授与:2026年5月26日(火)の第82回学術講演会の総会にて各賞の授与を行う。

③ 賞の選考:2027年度の表彰のための各賞選考委員会を構成し、賞の選考を行う。

##### (2) 若手研究者の研究奨励

① 若手研究者研究奨励金を公募する。

##### (3) 技術認定

##### ① 電子顕微鏡技術認定試験の実施

認定資格:電子顕微鏡一級技士,電子顕微鏡二級技士

##### (i) 実技試験

開催時期:未定

開催場所:未定

##### (ii) 筆記試験

開催時期:2026年10月3日(土)

開催予定場所:東京、大阪、福岡

##### ② 電子顕微鏡技術認定委員会

認定委員会委員長:遠藤徳明、同委員会副委員長:高木孝士

電子顕微鏡技術認定試験の試験問題の作成・採点・合否判定を行う。

##### (4) 顕微鏡遺産認定

① 顕微鏡学の発展に貢献した技術、製品を後世に伝えるための認定遺産の候補を公募する。

② 認定された顕微鏡遺産に認定証書と記念の盾を贈呈する。

(2026年5月26日定時総会終了後)

#### 5. その他必要な事業(定款第4条第1項の6)

(1) 将来構想委員会:今後の学会活動の方向性の検討に資するため、将来構想委員会を設置し、顕微鏡学を取り巻く状況の調査等より、今後の在り方について提言を行なう。

従来の委員会規定の「会長経験者を含む」を削除して、より自由な論議を促す。

- (2) 支部活動:北海道、関東、関西、九州の各支部において、それぞれの地区に応じた研究活動、普及・啓発活動等の事業を実施する。
- (3) 若手研究者育成:顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための事業を多角的に検討して実施する。
- (4) 公益事業企画推進:公益事業企画推進として、教育・産業界等へ向けた社会貢献事業の企画を推進する。2023 年度に創設されたジュニアメンバー制度を通して小中高生の理科教育支援及び人材育成を図る。ジュニアメンバーを対象に体験ワークショップや講習会などを企画する。  
第 82 回学術講演会で中高校生によるポスター発表を企画する。
- (5) 支部活動検討委員会:2025 年度発足、各支部の現状や課題を共有し、今後の支部のあり方を検討する。
- (6) 将来技術構想委員会:2026年度発足、電子顕微鏡に加えてプローブ顕微鏡、蛍光顕微鏡、放射光等も含めたイメージング科学のトータル技術の将来像を、材料系、医学生物系それぞれの分野について検討する。
- (7) 規程等の整備・改正:公益社団法人としての効率的な運営に必要な事項、および顕微鏡学関連の学術分野の発展に資する活動の実施に必要な事項について、その規程・規則類の整備および改正を適時実施する。

## 6. 国内外の関連諸団体との連携の強化策(定款第4条第2項)

下記の海外および国内の関連団体等との学術的連携・情報交換ならびに協力等を行う。

### (1) 海外連携(国際事業)

- ① 国際事業として、下記の国際団体と密接に連携するなかで、顕微鏡学における日本の国際的な立場の向上および顕微鏡学の普及と発展に努める。
  - (i) 国際顕微鏡学連合(International Federation of Societies for Microscopy; IFSM)
  - (ii) 国際顕微鏡学会(International Microscopy Congress; IMC)
  - (iii) アジア太平洋顕微鏡学会(Committee of Asia Pacific Society for Microscopy; CAPSM)
  - (iv) 東アジア顕微鏡学会議(East-Asia Microscopy Conference; EAMC)

その他関連する分野の国際会議等との連携を必要に応じて検討する。

- ③ 第7回日本ーカナダ顕微鏡学会交流シンポジウムを2026年5月25日(月)・26日(火)に仙台国際センターで対面および on-line で開催する。
- ④ 2026年8月28日(金)~9月5日(金)に英国リバプールで開催される、IMC21(国際顕微鏡学会議)に向けて準備を進める。
- ④ 海外でのワークショップの共催を支援し、海外研究者と技術・研究分野の交流を深め、顕微鏡分野におけるワールドワイドのネットワークへの参画及び新たな関係構築を目指す。

### (2) 国内連携

- ① 日本国内の下記の団体との連携を行う。
  - (i) 公益社団法人日本工学会: 他学会事務局との横断的な交流を目的として事務研究会に

参加する。

- (ii) 日本学術会議との連携を密に保ちながら活動する。
  - (iii) 公益財団法人風戸研究奨励会との連携を検討する。
- ② 他の学協会との連携を行う。
- (i) 他学協会等が主催する顕微鏡学および関連する分野の講演会等への協賛等を行う。
  - (ii) 日本生物物理学会との連携を強化する。
  - (iii) 日本解剖学会との連携を強化する。
  - (iv) 日本高分子学会との連携を強化する。